

福岡県公報

令和元年十月二十五日
第四十九号
増刊 ①

目 次

条 例 (第二十号)

○ 観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例の一部を改正する条

例 (議会事務局調査課) …………… 一

正 誤

○ 福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規

則 (令和元年福岡県規則第十五号) 中正誤 …………… 一

公布された条例のあらまし

◇ 観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例の一部を改正する条例

(議会事務局調査課)

1 福岡県宿泊税基金条例に規定する交付金により市町村が実施しようとする事業に関する支援について定めるほか、民泊の普及及び関係法令の整備に伴い、関係行政機関等が情報及び課題を共有し、必要な措置等について協議・検討を行う場を設けることとした。

2 この条例は、福岡県宿泊税基金条例の施行の日から施行することとした。ただし、第十三条の改正規定は、令和二年四月一日から施行することとした。

条 例

観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十号

観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例の一部を改正する条例

観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例(平成二十八年福岡県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

(観光振興財源の活用)

第十二条 知事は、観光振興に関する施策を安定的かつ継続的に実施するため、福岡県宿泊税基金条例(令和 年福岡県条例第 号)に規定する交付金により実施しようとする事業に関し、市町村の求めに応じ、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による支援を行うに当たっては、必要な範囲において特定広域観光振興法人その他の観光振興団体及び観光事業者と連携するものとする。

(民泊に関する協議の場の設置)

第十三条 知事は、我が国で民泊が事実上果たしている機能又は期待されている役割及び民泊の普及に伴う住民生活環境等への影響並びに住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)その他の関係法令の趣旨を踏まえ、県の関係部局、国の関係行政機関、市町村及び観光事業者等が情報及び課題を共有し、又は必要な措置及び施策等について協議し、若しくは検討するための場を設けるものとする。

附 則

この条例は、福岡県宿泊税基金条例の施行の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

正 誤

1 ・ 7 ・ 26	発行 年月 日
24 増刊①	番公 号報
規則	種 類
十五	同番 上号
1	ペ ー ジ
	上 欄
○	下
3	行
	備 考
特別	正
特別●	誤